

号外第9 (令和4年5月30日発行)	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

- △ 横浜市手数料条例等の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 2

[規則]

- △ 横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則【建築局建築企画課】 3

条 例

横 浜 市 手 数 料 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例 を こ こ に 公 布 す る 。

令 和 4 年 5 月 30 日

横 浜 市 長 山 中 竹 春

横 浜 市 条 例 第 18 号

横 浜 市 手 数 料 条 例 等 の 一 部 を 改 正 す る 条 例

(横 浜 市 手 数 料 条 例 の 一 部 改 正)

第 1 条 横 浜 市 手 数 料 条 例 (平 成 12 年 3 月 横 浜 市 条 例 第 32 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 2 条 第 120 号 中 「 第 85 条 第 5 項 」 を 「 第 85 条 第 6 項 」 に 改 め 、 同 条 第 120 号 の 2 中 「 第 85 条 第 6 項 」 を 「 第 85 条 第 7 項 」 に 改 め 、 同 条 第 125 号 の 6 中 「 第 87 条 の 3 第 5 項 」 を 「 第 87 条 の 3 第 6 項 」 に 改 め 、 同 条 第 125 号 の 7 中 「 第 87 条 の 3 第 6 項 」 を 「 第 87 条 の 3 第 7 項 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 建 築 基 準 条 例 の 一 部 改 正)

第 2 条 横 浜 市 建 築 基 準 条 例 (昭 和 35 年 10 月 横 浜 市 条 例 第 20 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 55 条 中 「 第 85 条 第 5 項 又 は 第 6 項 」 を 「 第 85 条 第 6 項 又 は 第 7 項 」 に 改 め る 。

(横 浜 市 不 燃 化 推 進 地 域 に お け る 建 築 物 の 不 燃 化 の 推 進 に 関 す る 条 例 の 一 部 改 正)

第 3 条 横 浜 市 不 燃 化 推 進 地 域 に お け る 建 築 物 の 不 燃 化 の 推 進 に 関 す る 条 例 (平 成 26 年 12 月 横 浜 市 条 例 第 75 号) の 一 部 を 次 の よう に 改 正 す る 。

第 9 条 中 「 第 85 条 第 5 項 又 は 第 6 項 」 を 「 第 85 条 第 6 項 又 は 第 7 項 」 に 改 め る 。

附 則

こ の 条 例 は 、 地 域 の 自 主 性 及 び 自 立 性 を 高 め る た め の 改 革 の 推 進 を 図 る た め の 関 係 法 律 の 整 備 に 関 す る 法 律 (令 和 4 年 法 律 第 44 号)

附 則 第 1 条 第 2 号 に 掲 げ る 規 定 の 施 行 の 日 か ら 施 行 す る 。

規 則

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
令和4年5月30日

横浜市長 山中竹春

横浜市規則第45号

横浜市事務分掌規則等の一部を改正する規則

(横浜市事務分掌規則の一部改正)

第1条 横浜市事務分掌規則(昭和27年10月横浜市規則第68号)の一部を次のように改正する。

第8条 建築指導部の項建築指導課の部第7号及び第8号中「同条第5項又は第6項」を「同条第6項又は第7項」に改める。

(興行場法施行細則の一部改正)

第2条 興行場法施行細則(昭和59年9月横浜市規則第92号)の一部を次のように改正する。

第9条中「第85条第5項若しくは第6項」を「第85条第6項若しくは第7項」に、「第87条の3第5項若しくは第6項」を「第87条の3第6項若しくは第7項」に改める。

(緑の環境をつくり育てる条例施行規則の一部改正)

第3条 緑の環境をつくり育てる条例施行規則(平成16年8月横浜市規則第82号)の一部を次のように改正する。

第2条中「同条第5項及び第6項」を「同条第6項及び第7項」に改める。

(横浜市建築基準法施行細則の一部改正)

第4条 横浜市建築基準法施行細則(昭和38年2月横浜市規則第13号)の一部を次のように改正する。

第17条第2項第2号並びに別表第1(58)の4の項及び(79)の項中「第85条第5項又は第6項」を「第85条第6項又は第7項」に改める。

附 則

この規則は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和4年法律第44号)

附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日から施行する。